ネットワーク
全・労・生

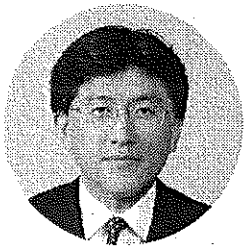

自動車総連　事務局長
相原　康伸

生産性運動に関する三原則の今日的解釈

昨年6月、全労生は50周年宣言を発表しました。その具現化に向けた取り組みの一環として、時代の変化に対応した深化を図るため、生産性三原則の今日的解釈を加えることが必要となりました。

日本における生産性向上運動は、1955年に確認された生産性運動に関する三原則を基軸に、労働者・経営者・消費者などの関係者が信頼関係を深めながら、様々な活動を半世紀にわたり展開してきました。

現在においては、生産性の精神は広く定着し、効率を高める努力をすることは当たり前の考え方として受け入れられており、その普遍性は変わらないものの、グローバル化の進展とともに不確実性が高まるなど、時代の変化に対応した三原則の深化を図ることが今日的解釈の上で重要です。

全労生・労働政策部会では、生産性三原則の今日的解釈を、労使の具体的論議に供することができるよう、関係各位の協力により幅広く論議し取りまとめを行いました。

主なポイントは次の通りです。

雇用の維持・拡大については、「雇用の安定」を通じて得られる企業や社会との長期的な信頼関係が生産性向上の基盤です。その上で、期間に定めのない雇用契約（長期安定雇用）を基本とし、キャリアを形成し能力発揮できる環境整備、付加価値を高めた新たな雇用の創出、公的セーフティネットの構築により雇用の質を高めることが重要です。

労使の協力・協議については、信頼関係に基づく「協力・協議、相互理解」が生産性向上の取り組みの前提であり、働く者全てが関与できる集団的労使関係の枠組みの下で、一貫性のある労使協議とその過程における相互理解に基づく運動の実践が強く求められています。また、社会的生産性向上のために、個別企業労使の話し合いだけではなく、政府・行政も関与する「社会的対話」の実現に積極的に取り組まなければなりません。

成果の公正分配については、「平等」「合理性」「納得性」「透明性」に基づき公正さを確保するとともに、ステークホルダー全員（働く者、消費者、経営者、株主、公共）を対象に、安全、安心な社会のための全体のバランスを担保し、豊かな生活を実現する基盤としなければなりません。また、企業内のみならず、社会的な視点で税・財政を含めた所得の再配分の公正さを追求していくことも重要です。

労使を取り巻く環境が激変する中だからこそ、改めて生産性運動の原点に立ち返り、生産性の精神や生産性三原則を再確認し実践することにより真の生産性運動の推進を図らねばなりません。労働組合はもとより経営側へも積極的取り組みを求めていく所存です。

【活動予定】

▽9月28日＝第4回幹事会（議長・落合清四）▽9月29日＝第3回中小企業対策部会（部会長・徳田孝蔵）▽10月18日＝第2回中央委員会（議長・落合清四）▽10月18日＝中央討論集会（議長・落合清四）

生産性新聞　平成22年9月25日 号掲載